1977

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人について、日常生活阻害慰謝料増額分として、要介護2の認定を受けていた母親を介護していたことを理由として、介護状況に応じ、原発事故直後の平成23年3月は月額8万円が、その後の同年4月から11月までは月額6万円が、デイサービスの利用が可能となった同年12月以降の9か月間は月額3万円が、それぞれ認められるとともに、自身が身体障害1級の認定を受けていたことを理由として、避難指示等の期間中につき月額3万円(ただし、既払金を控除する。)が認められたほか、原発事故の影響で作ることができなくなった自家消費野菜に代わる食費増加分及び購入を余儀なくされたミネラルウォーターの購入費用が生活費増加費用として認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下,「本件」という。)につき、申立人X(以下,「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下,「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目(別紙記載の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金142万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙の損害項目(別紙記載の期間に限る)について、 以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月27日

(仲介委員 徳田 暁)

申立人 X

損害項目	内訳等	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料(増額分)	母の介護	830,000	H23.3∼ H24.8
	身体の障害	180,000	H23.3∼ H24.8
生活費増加費用	野菜購入費用	320,000	H23.3∼ H27.2
	ミネラルウォーター購入費	90,000	H23.3∼ H24.8
合計		1,420,000	

和解金額合計	1,420,000
--------	-----------